

「建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」及び「環境省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令を廃止する命令案」に対する意見募集の結果について

令和8年7月17日(金)

水・大気環境局環境管理課

「建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」及び「環境省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令を廃止する命令案」について、以下のとおり意見募集(パブリックコメント)を実施しました。

1. 概要

(1)意見募集期間:令和8年5月12日(火)～令和8年6月10日(水)

(2)実施方法:電子政府の総合窓口(e-Gov)

(3)意見提出方法:e-Govの「意見提出フォーム」、郵送

2. 意見募集の結果

(1)意見件数:

「建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」・・・30件

「環境省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令を廃止する命令案」・・・0件

(2)お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方:別紙のとおり

お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方

※ 提出いただいた御意見から一部要約し、整理しています。

改正省令(技術的基準)の施行に関する御意見

御意見の概要	御意見に対する考え方
業界にとって大きな変革であり、前向きな一歩になると期待している。 一方、還元できる井戸について十分理解されず井戸を構築し、適切に活用されない事例の増加を懸念しており、適正な運用のため、大阪市マニュアルの十分な理解と徹底を求めたい。	本改正内容に賛同する御意見として承りました。 今後、省令の改正に併せて策定するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)の検討に当たっては、大阪市の要綱等の内容も参考にする予定です。
「地下水還元型地中熱利用システム」は、揚水する地下水が汚染されていた場合、還元によって汚染が拡散し、周辺の地下水質に影響を及ぼすおそれがある。汚染を拡散させないための必要な措置について改正案に規定されたい。	本システムは、同一の帯水層に全量還元するため、地下水の利用に際し、同様の水質条件であることを想定しており、汚染の拡散のおそれは大きくないものと考えています。
今回の省令改正により、ストレーナー位置や吐出口の断面積以外の条件により、ストレーナー位置や吐出口の断面積が技術的基準に適合するとみなす規定を追加することとなっている。このことは、法律の建付けを変更するものであり、省令改正で対応すべきではない。	今回改正する省令は、法目的である地盤沈下を防止しつつ、地下水を適切に利用するためのものであり、ビル用水法第4条での許可権者が許可する際の技術的基準を改正するものです。
この度のビル用水法による地下水の揚水規制を緩和する措置はきわめて時宜を得たものといえる。当該省令案に書かれている規制緩和を積極的に進めていただきたい。	本改正内容に賛同する御意見として承りました。
本改正案は脱炭素化に資するものであり、地下水全量還元型地中熱利用システムの許可に賛成である。 一方、過度な調査やモニタリングは導入の妨げとなるため、シミュレーション活用等合理化が必要と考える。また、段階的運用や基準明確化により、安全性確保と普及促進の両立を期待する。	本改正内容に賛同する御意見として承りました。 ガイドラインの検討や今後の施策の参考とさせていただきます。

改正案は地盤沈下防止と地下水保全を前提に普及促進を図る点で意義がある。 一方、災害時の利用や切り替え運用、設備維持の考え方を制度上明確化すべきである。さらに水質保全や防災連携も含め、地域レジリエンスに資する制度発展を期待する。	本改正内容に賛同する御意見として承りました。 今後の施策の参考とさせていただきます。
同一帯水層かどうか判断する評価基準について、広域的にどこまで考える必要があるのか、非常に対応が難しいと考える。	御指摘いただいた点を踏まえ、ガイドラインの検討を行います。
地盤沈下リスクは揚水地点及び周辺の水理地質条件を踏まえて行うべき。また、技術基準は地下水位低下と地盤収縮の関係から許容限界水位を満たすこととするのが合理的であり、構造要件として、許容限界水位を下回らない管理に加え、地下水位と地盤沈下量の継続的監視を明記すべき。	御指摘いただいた点を踏まえ、ガイドラインの検討を行います。
地下水還元型地中熱利用システムは、地下水から熱を奪う又は、地下水に熱を捨てるシステムのため、地下水の温度や水質に影響を及ぼす懸念がある。ビル用水法の許可基準にあたる技術的基準においても、地下水の水温や水質に対する配慮を義務付けるべきではないか。	今回の省令改正は、地盤沈下を防止しつつ、地下水熱を適切に活用するために必要な改正を行うものです。 御指摘いただいた点を踏まえ、ガイドラインの検討を行います。
揚水した地下水の全量を同一の帯水層に還元する構造を有することでは、実際に全量還元していることを担保できないのではないかと。許可申請時のみならず、定期的な報告や立入検査での確認を義務付け、全量還元が出来ていない場合には、システムの使用を即時に停止させる等の仕組みが必要ではないか。	今回の省令改正は、全量還元等の状況を把握する措置を規定しています。 御指摘いただいた点を踏まえ、ガイドラインの検討を行います。
今回の規制緩和の技術的なポイントは、揚水した地下水を全量同じ帯水層に戻すことにあり、全量還元技術の実証が進んだことにある。このシステムの普及には、導入に際し合理的な技術基準が必要である。技術基準の作成にあたり、事業者が達成可能な内容とし、還元状況の把握や地盤沈下防止に関する措置も事業者には過度な負担とならないよう、意見を反映してほしい。	関係する事業者等とも協議を行いつつ、ガイドラインの検討を行います。

ビル用水法第4条第2項は「ストレーナーの位置」や「吐出口断面積」という構造的要素を許可基準としているが、今回の省令改正案は抽象的な要件の拡張であるため、判断基準のばらつきや法的紛争、行政運営上の混乱を招くおそれがある。そのため、改正にあたっては抽象的な要件を具体化し、事業者・自治体ともに混乱しない明確な許可基準の枠組みを整える必要がある。 また、法的拘束力のあるものに許可基準を具体的に記載し、事業者等が順守すべきものとして位置付ける必要がある。	今回改正する省令は、全量還元型の地下水利用に関する技術的基準を示したものです。 御指摘いただいた点を踏まえ、ガイドラインの検討を行います。
地下水還元型地中熱利用システムの導入に当たっては、当該土地が導入に適しているかどうかの判定が不可欠であるが、透水性、貯留能力、地下水流動特性等を踏まえた調査・判定手法は確立されているのか。確立されているのであれば、その具体的内容を公表してほしい。	省令の改正に当たっては、ボーリングデータ等から法指定地域の地盤状況を再現した解析を行っています。 御指摘いただいた点を踏まえ、ガイドラインの検討を行います。
地下水や地盤の特性は地域によって異なることから、各自治体の実情を踏まえ、地盤沈下の防止や水温及び水質の変化が周辺に影響しないことが確実に担保されるよう、全量還元をはじめとした制度的・技術的な検討を自治体の意見を取り入れながら慎重に行うこと。	関係する自治体等とも協議を行いつつ、ガイドラインの検討を行います。
許可や審査に当たり、シミュレーションによる影響評価に基づく判断等、高度で専門的な知見が不可欠であることから、自治体が運用可能であり明確な許可基準、審査手続等を定めること。	御指摘いただいた点を踏まえ、ガイドラインの検討を行います。
地盤沈下の防止や被害の最小化を図る上で、シミュレーションにおける地下水位や地盤高に対する具体的な評価方法、地下水等のモニタリング結果に対する評価・比較方法等について、明確にすることが非常に重要と考える。このことから、改正施行規則を適切に運用できるよう、上記内容を盛り込んだガイドライン等を取りまとめたい。	御指摘いただいた点を踏まえ、ガイドラインの検討を行います。

法律・省令に関する御意見

御意見の概要	御意見に対する考え方
今回の省令改正では、地下水位や地盤沈下のモニタリング等の監視の仕組みが想定されていない。還元型地中熱利用システムによる地下水の揚水が再開されることとなれば、国や都道府県による地下水位や地盤沈下の監視により、法規制の実効性を担保する必要があるのではないか。	今回の省令改正は、全量還元等の状況を把握する措置を規定しています。今後も自治体と連携し、地盤沈下について必要な監視を行います。
本システムは、ビル用水法の目的（地盤沈下防止のための措置）を超え、地下水環境に影響を及ぼすおそれ（地下水の水温、水質の変化等）があるため、省令改正ではなく、法改正が必要ではないか。法改正を行わなくて良いとする根拠等を公表してほしい。	今回改正する省令は、法目的である地盤沈下を防止しつつ、地下水を適切に利用するためのものであり、ビル用水法第4条での許可権者が許可する際の技術的基準を改正するものです。
本改正案だけでは、全量還元が履行されない場合の是正命令又は許可取り消し、水温・水質等の変化を許可条件として付す権限、還元井への立入検査・報告徴収等について、自治体が行行使できる法的根拠が十分に示されておらず、違反時や周辺環境への悪影響が生じた場合の実効的な是正措置が困難となるおそれがある。地下水還元型地中熱利用システムに対する監督・指導権限の法令上の位置づけ及び法的根拠を明確にする必要がある。	ビル用水法第4条に基づき、許可権者は、地盤の沈下を防止するために必要な条件を付すことができます。 また、ビル用水法第 10 条に基づき、許可権者による地下水採取者への監督処分が可能です。
地中熱交換器を通した使用済みの地下水を地中に戻した場合、地下水の温度や水質等の地下水環境へ影響を及ぼす可能性があるため、地下水環境の総合的な保全を目的とした新たな法体系を整備すべき。	今回はビル用水法省令を改正するものです。御指摘いただいた点を踏まえ、ガイドラインの検討を行います。
ビル用水法では、ストレーナー位置を浅くする場合や吐出口の断面積を大きくする場合に再度許可を受ける必要があるとされているが、地下水還元型地中熱利用システムの技術的基準に関わる部分の変更があった場合も、変更許可申請が必要となるのか。	ビル用水法第4条に基づき、必要な場合には変更許可申請を行うこととなります。

大阪の実証実験は延床面積約1万平米規模にとどまっており、都市部に多い大規模建築物の熱需要や、地下埋設物・隣接建築物・地下鉄等の敷地制約を踏まえた検証がなされているとは言い難い。本改正案のとおり施行しても、地盤沈下のリスクがないことは検証されているのか。根拠や考え方を公表してほしい。	大阪市での実証事業では、地盤沈下の周辺地盤環境への影響は生じなかったとされています。 また、省令の改正に当たっては、ボーリングデータ等から法指定地域の地盤状況を再現した解析を行っており、地下水全量還元の場合、地盤沈下に影響がないことを確認しています。このことを踏まえ、今回省令を改正するものです。
本改正案の根拠となる実証実験は、帯水層蓄熱方式で行われているが、本改正案では、熱源水利用方式も可能にするものである。熱源水利用方式は地盤沈下の可能性を伴うものであるが、本改正案のとおり施行しても、地盤沈下のリスクがないことは検証されているのか。根拠や考え方を公表してほしい。	ボーリングデータ等から法指定地域の地盤状況を再現した解析を行っており、地下水全量還元を基本とした熱源水利用方式について地盤沈下に影響がないことを確認しています。こうしたことを踏まえ、今回省令を改正するものです。
今回の規制緩和の対象は、冷暖房設備となっているが、地中熱ヒートポンプを用いた熱利用には給湯やプール等もあり、これらも地球温暖化対策に寄与できる。そのため、冷暖房以外の用途での地下水を使った熱利用も、対象地域で導入可能であることを明記してほしい。	ビル用水法では、地下水の使用について、冷房設備、暖房設備、水洗便所、自動車車庫に設けられた洗車設備及び公衆浴場の用途に供するものを規制対象としています。一方で、給湯やプール等における熱利用については規制対象とはしていません。

その他の御意見

御意見の概要	御意見に対する考え方
「大阪市で実証済み」とのことだが、梅田駅付近での埋設管突出事故が確認されている。きちんと検証を重ね、安全性や環境への問題が無い事が確定した上で行うべき。	うめきた地区での実証事業実験では地盤沈下の周辺地盤環境への影響は生じなかったとされています。
地下水採取はビル用水法により許可制かつ技術基準が定められているが、東京都23区では条例との二重規制が存在しており、地下水還元型利用が可能となる制度改正に当たっては、地域条例も連動して見直す対応が必要である。併せて、条例のみで規制されている地域についても、同様に緩和されるよう措置を求めたい。	今回はビル用水法の省令についての改正であり、条例についての意見募集ではございません。

地球温暖化対策の強化につなげるために、地下水還元型地中熱利用システムの導入可能性の評価に役立つポテンシャルマップの策定や、地下水還元型地中熱利用システムの実証事業を進めていただきたい。	今後の施策の参考とさせていただきます。
本改正案により、ビル用水法については帯水層蓄熱利用が認められる一方、工業用水法においては同様の利用が認められない。地盤沈下防止という共通目的があり、同技術による地下水利用であるにもかかわらず、用途により規制の適用が異なることについては、事業者間の公平性の観点から課題がある。このため、改正するビル用水法が施行されるまでの間に、工業用水法に本改正内容をどのように取り扱うのか等の整理・検討が必要である。	工業用水法については、今回のビル用水法の省令改正を踏まえ、今後検討する予定です。